

# とっとり共生の里保全活動推進事業補助金の 事務手続きについて

## 1. 交付申請提出 (12月31日まで)

- 交付申請は、下記提出先に提出してください。
- 交付決定前の着手が必要な場合は、交付申請と一緒に「交付決定前着手届」を交付申請と同様の方法により提出してください。

## 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

- ※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

## 3. 事業開始 → 着手届提出

- 着手届を下記提出先に郵送又は持参してください。
- 【事業を変更・中止・廃止したい場合】
  - 事業を変更(※)・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
  - 変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで提出してください。
- (※)事業の変更で県の承認が必要な場合は次のとおりです。
  - ・事業費の増額
  - ・事業費の20%を超える額の減

## 4. 事業完了

- ※事業の完了とは：補助事業者の検査が完了した日
- ※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

## 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

- 実績報告は、下記提出先に提出してください。

### ◎補助金の支払い

- ※補助金の支払いは、交付決定通知と合わせて施行する「概算払い通知」に記載の時期に全額概算払いします。
- ※支払時期の変更等を求める場合は、申出書を下記提出先に提出してください。